

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月26日

下呂市長

山内登

令和8年下呂市条例第36号

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例

(下呂市印鑑条例の一部改正)

下呂市印鑑条例（平成16年下呂市条例第65号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(印鑑登録証明書の申請及び交付)	(印鑑登録証明書の申請及び交付)
第10条 (略)	第10条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 前2項の規定にかかわらず、登録者は、印鑑登録証に代えて個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)、 <u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。)</u> 又は <u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。)</u> を添えて自ら書面で市長に申請することができる。	4 前2項の規定にかかわらず、登録者は、印鑑登録証に代えて個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。))を添えて自ら書面で市長に申請することができる。
5 (略)	5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。